

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.104

2014.6.6

発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

憲法・歌声と講演のつどい

—今の憲法下で集団的自衛権の行使は認められない!

平和憲法・9条を守る盛岡北部の会

4月19日、「憲法・歌声と講演のつどい」を上田公民館で開催し、約70人が参加しました。

「つどい」は夫婦デュオ・パートタイムの「春を呼ぼうよ」でオープン。歌詞ならぬ手話を交えての歌声は参加者の目を引きました。エンディングは復興支援ソング「花は咲く」を会場の参加者と一緒に合唱しました。

次は『『平和』の土台が崩される！—恣意的な「憲法」解釈の危険性—』と題して、岩手大学教育学部 菊地洋先生の講演。菊地先生の講演は、世間では「憲法とは?」、「立憲主義とは?」が理解されていないのではないかと、安倍首相の国会での発言を例に、憲法の基本について会場の参加者と認識を共有するところからスタート。集団的自衛権とはどんな権利か、集団的自衛権についての政府答弁の変遷、解釈改憲の問題点などについて説明。

安倍政権が目指す「国」のすがたを、集団的自衛権が行使できるようにすることで、自衛隊が海外で米軍と一緒に行動（戦争）できるようにすること、専守防衛の自衛隊を「普通の軍隊」にすること説明。今の憲法の下ではどのように解釈しても、集団的自衛権の行使は認められないと結びました。

講演終了後、会場から安倍政権の教育政策についての質問が出され、教育への首長の権限が強化され、政治介入が容易になるなど、質疑の中で、現在検討されている教育委員会制度改悪法案に反対することが重要との認識を共有しました。



STOP!
集団的自衛権の行使容認

憲法9条守ろう 講演会を開催

大宮9条の会

4月19日、大宮9条の会は、講師に小笠原基也弁護士を迎えて「ストップ集団的自衛権行使容認&秘密保護法」講演会を開催しました。（会場は盛岡市立総合プール研修室）皆さんの関心も高く、50人近い方々においでいただきました。



講演で、小笠原弁護士は、そもそも「集団的自衛権」は、アメリカのベトナム戦争、イラク戦争、旧ソ連のチェコスロバキア侵攻など、大国による他国への武力介入・支配ための根拠にされてきたことを説明。安倍首相らが砂川事件の最高裁判決を持ち出して必要最小限の集団的自衛権行使は憲法上認められなどと言っていることについては、首相らの解釈はまったくのこじつけで、論拠は破たんし

つつあると批判。集団的自衛権を“必要最小限”の措置に限定すると言っても、いったん認めてしまえば、政府の判断で海外での武力行使が際限なく拡大すると強調しました。

そして、立憲主義を投げ捨て憲法を破壊する暴走にストップをかけるためには、次の選挙で安倍首相を政権から引きずり下すしかない。そのため、今から選挙を見据え、九条守れ、解釈改憲反対、秘密保護法廃止などの運動を大きく広げて行こうと訴えました。

今、ふたたび 九条の会東北交流会

地域でよびかけあいを

昨年は岩手で開催された九条の会東北交流会が5月17日に今年秋田市で開催され、約300人（岩手からは37人）が参加しました。

第1部の講演では、九条の会事務局長の小森陽一東京大学教授が「ストップ！『戦争する国』へ暴走する安倍政権」と題し、これまでの憲法改悪をめぐる動きや過去の歴史を振り返り、安倍政権のねらいについて話しました。

小森さんは「九条の会をつくる運動の中で、世論ができていく。地域で九条の会をつくるときに、地域のどんな人を代表にして、どんな人に声をかければ運動が広がるかと相談し、準備をしていく。そのよびかけあいの運動をする中で、九条や憲法を変えない方がいいという世論が広がった。今、ふたたび、地域でよびかけあって、草の根の運動でもう一度安倍政権を引きずり下ろそう」と力強く訴えました。

第2部の交流会では、岩手からは都南の会が活動報告を行いました。また、首長の会からは、前日「東北六県市町村長九条の会連合」が結成され、アピール「絶対に戦争への道は許さない！」を発表したことが報告されました。

参加者からは「先生の話や交流会の話聞き、情勢（社会）が悪くなっていく中、この状況を許してはいけないと思った」「今の平和は国民の力で作り上げてきたもの。国民が憲法を理解し、安倍首相がやろうとしていることにストップを！私たちみんなの力を合わせよう」などの感想が出されました。



コラム 国民を「見ざる（猿）、聞かざる、言わざる」にして闊歩するのは誰か？

—秘密保護法（その2）

秘密保護法が成立後、その危険性からその廃止を求める運動の発展が続いています。それはもったもなしなことだと思います。

4月24日、オバマ米国大統領と安倍首相が首脳会談。安倍首相は「日米（軍事）同盟の強化」を前のめりに強調し、オバマ大統領の歓心を買うことに躍起でした。しかしその意味合いに違いが認められる「会談」でした。安倍首相は「集団的自衛権の行使容認」への取り組みで、中国を睨みながらアメリカ合衆国への軍事貢献を示唆。しかし、オバマ大統領は「平和と軍事」のダブル・スタンダードの外交姿勢に基づきながらも「中国との戦略的互惠関係」にもしっかりと言及。

ところで安倍首相の「集団的自衛権の行使容認」でこの日本はどのような「国」になるのでしょうか。それは国民の大多数が危惧するように「日本は戦争できる国になる」のです。戦後、国民が日本国憲法の下で求め続けてきた「平和国家、平和外交」とは正反対の「国」です。そうです。それは「戦争する国」です。

問題はそれで国民が「幸福」を得られるのでしょうか。また、国民同士の関係も「幸福で平和な関係」になるのでしょうか。そうではないと思います。秘密保護法の施行でどうなるか、そのことを次回に見てみましょう。

(T)

今月の署名行動

6月の街頭署名活動は、9日（月）12:00～12:45盛岡市大通野村證券前で行います。暑い日が続きますが、是非ご参加ください。